松戸市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市市民センター条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。 令和元年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

明市民センターの移転に伴い、同センターの所在地を変更するため。

松戸市市民センター条例の一部を改正する条例

松戸市市民センター条例(昭和49年松戸市条例第5号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第2項の表中「松戸市上本郷2,676番地の6」を「松戸市上本郷3,018番地の1」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年11月13日から施行する。

(松戸市立図書館設置条例の一部改正)

2 松戸市立図書館設置条例(昭和45年松戸市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「松戸市上本郷2,676番地の6」を「松戸市上本郷3,018番地の1」に改める。